

大学等研究機関とのマッチングによる技術開発研究実施要領

1. 目的

「大学等研究機関とのマッチングによる技術開発研究」は、国土交通省が管理する現場において解決したい課題に対し、産学のもつ先端的な技術を積極的に活用することで技術研究開発を促進し、早期の社会実装・実用化によって課題を解決することを目的とする。

2. 手続き

新規に選定する技術は、公募、マッチングイベント、審査の手続きを経て決定する。また、研究の継続にあたっては、継続の審査を経て決定する。なお審査の過程は知的財産等を保護する観点から非公表とする。

(1) 公募

公募にあったては、以下のとおり手続きを行い公募する技術を決する。

- 1) 現場を管理する事務所等に対してニーズの募集を行うものとする。
- 2) 公募する技術は、事務所等より収集したニーズに沿ったものとし、「大学等研究機関との技術研究開発審査委員会」（以下「委員会」という。）で審査のうえ決定する。

(2) マッチングイベント

応募者と課題を持つ事務所等においてマッチングイベントを行い、応募された技術がニーズに整合するのかを確認する。また、マッチングイベントの過程において、応募者に追加資料の提出を依頼することができる。

なお、応募者がマッチングイベントに参加しなかった場合は応募を無効とする。

(3) 審査

マッチングイベント結果に基づき、委員会において審査し選定する。

(4) 継続の審査

次年度以降の研究の継続については、委託者からの自己評価及びマッチング事務所の評価に基づき、委員会において審査する。

(5) 委託契約

新規に選定された研究、及び継続が決定した研究については、関東地方整備局と応募者との間で委託契約を締結する。

3. シーズ公募条件

(1) 応募技術の条件等

応募技術に関しては、以下の条件を満たすものとする。

- 1) 新技術情報提供システム（以下「NETIS」という。）に登録されていない技術。なお、以前に登録されていた技術も対象外とする。
- 2) マッチングの可否についての選定等の過程において、選定等に係わる者に対して、応募技術の概要を開示しても問題がないものとする。

- 3) 公共事業に活用するうえで、関係法令に適合していること。
- 4) 選定された応募技術について、技術概要及び試験結果等を公表しても問題が生じないこと。
- 5) 応募技術に係わる特許権等の権利について問題が生じないもの。

(2) 研究期間と委託研究費

- 1) 研究期間は、同一の募集テーマで最大3年間とする。
また、応募時に申請された研究期間を超えることが出来ないものとする。
- 2) 1件あたりの委託研究費は、各年度500万円以下（諸経費、消費税相当額を含む）とする。

4. 応募資格等

- (1) 大学・高等専門学校等（※1）で技術開発・研究に従事する個人・組織
- (2) 同一の技術内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている技術開発に従事していないこと
- (3) 応募技術の開発に関して参画されている「個人」又は「民間企業（※2）」、「行政機関等（※3）」は自ら応募者とはなれないが、「共同開発者」として申請することができる

※1 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学又は高等専門学校、同附属試験研究機関とする

※2 「民間企業」は、以下の基準を満たすことを条件とする。

- ・ 民法、商法その他法律により設立された法人であること
- ・ 応募した技術研究開発を実施する能力を有する機関であること。また、日本国内に本申請に係る主たる技術研究開発のための拠点を有すること
- ・ 研究費の機関経理に相応しい仕組みを備えていること

※3 「行政機関」とは、国及び地方公共団体とそれらに付属する研究機関等の全ての機関とする。

5. 研究成果の公表

採択したシーズの概要及び委託契約により得られた研究成果は、毎年、一般に公表するものとする。

6. 秘密の保持

秘密の保持に関しては、委託研究標準契約書によるものとする。

7. 知的財産

知的財産に関しては、委託研究標準契約書によるものとする。

8. その他

本実施要領は令和7年4月1日より適用する。

大学等研究機関とのマッチングフロー

